

パネルディスカッション

パネルディスカッション

ファシリテーター

二神 麗子

群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生支援センター 助教

バトンタッチ、しかと、受け止めました。

こんにちは。群馬大学 大学教育・学生支援機構 学生センター 助教の二神 麗子と申します。初めてこういうパネルディスカッションのファシリテーターをするので、緊張していますが、「若くてちっさいのが頑張っているなあ」という温かい目で見てくださいれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、パネルディスカッションの流れを説明します。

通常パネルディスカッションはパネリストの皆さんに前に座って頂いて、となりますが、機材等の関係で、今回は特別な動き方をします。

これから4名のパネリストに順番に立っていただき、ここで話していただきます。その後、皆さんの発表を踏まえて課題をいくつか設定したいと思いますので、その課題について話した後、じゃ、この課題について、「〇〇さんお願いします」というように進めたいと思います。1人ずつ、ここに人が入れ替わり立ち替わり来ていただくという形です。

それでは、順番にパネリストの皆さんに順番にご報告いただきます。田中様、上原様、西垣様、金澤の順で、説明いただきます。僭越ながら私から、パネリストの紹介をします。

まず、最初に登壇いただきます田中 太郎様は、先ほど、行政説明で大阪府の事例をお話いただきました。パネルディスカッションでは、行政説明でもお話が出ましたが、「こめっこ」の活動について、お話いただきます。休み時間の間に、パンフレットとチラシをお配りしたと思いますが、それについて映像も踏まえて、ご紹介いただけるそうです。「こめっこ」の活動ですが、8月に私は1回行かせていただき、実際に見て、あっという間に活動のファンになってしまいました。その雰囲気は是非、映像で皆さんにも共有していただけると嬉しいです。少しだけ私から「こめっこ」の紹介をさせていただきますと、活動の指揮者役の神戸大学の河崎 佳子先生は、ろう・

難聴者のメンタルヘルスについて研究されている第一人者の先生で、まさに命をかけてというか、これまでの研究人生全てをかけて「こめっこ」に取り組まれています。是非、その思いも含めて共有できればと。

次に、先ほど行政説明でお話いただいた上原 篤彦先生に、群馬県の教育施策について、少し踏み込んだ内容をパネルディスカッションでお話いただきたいと思います。いつも、「上原先生」と呼んでいるので、今回もそう呼びます。本日、県の教育委員会の特別支援教育課の職員の方が、参加されているということです。

3番目に滋賀県立聾話学校の西垣 正展先生をお招きして、実際の学校現場での様子等をお話いただきたいと思います。西垣先生は、学校心理士という資格もお持ちで、聞こえない子どもの障害認識に関する実践研究の第一人者です。現場の先生からの人望も厚くて、今回も「西垣先生が来られるのなら、調整して、是非とも聞きに行く」という聾学校の先生もいらっしゃいました。そういう人望の厚い先生です。

最後に金澤より、聴覚障害児教育の専門のお立場から、聾教育や手話言語条例施策などについて改めてお話いただきます。

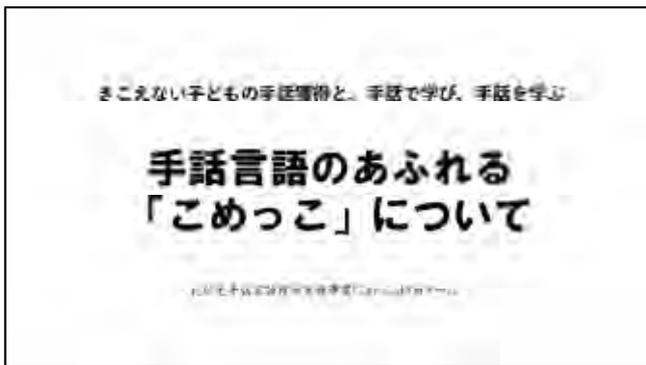
長くなって申し訳ありませんが、早速、大阪府の田中様にご登壇いただきます。よろしくお願いいたします。

手話言語のあふれる「こめっこ」について

田中 太郎 氏

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 社会参加支援グループ長

大阪府 田中でございます。



先ほどに続いて、大阪府が取り組んでいる「こめっこ」について、ご説明します。



「こめっこ」という、乳幼児期の言語としての手話の獲得を支援する取組みをベースに、大阪府では「こめっこ」プロジェクトを次々と、派生的に広げてきております。

まず、新生児聴覚スクリーニング検査後、リファアとされたお子さんの保護者等を対象に、相談支援をワンストップで受ける事業を、今年度からスタートさせました。そのメインの取組みの一つが、「ひだまり・MOE」です。



「ひだまり・MOE」における相談支援を、先ほど聞こえない方のメンタルヘルスの第一人者をご紹介のあった、神戸大学大学院の河崎 佳子教授にも、自ら行っていただいています。

どんな相談支援なのかについては、河崎先生とトリオで一緒に「こめっこ」活動に日々、奔走されている方との写真と、河崎先生が自ら書かれたメッセージをお配りしています。

大阪府の相談まで口「ひだまり・MOE」のご案内



相談責任者 河崎 佳子（かわさき よしこ） 専修大学
神戸大学 国際人間科学部 教授。専門は臨床心理学です。
25年に亘り、「きこえ」についての心の支援に取り組んできました。
お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、
赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんできたい、
そう願って、私たちは、お待ちしております。

赤ちゃんの「きこえ」について知らされたお母さん、お父さんは、
う、言葉には ことばにできないくらい複雑な思いのながにさらされることと思います。
押し入れない どうすればいいの？ 誰か助けて、
わたしは誰なの？ とて無縁にない！

「どんな言葉も聞き取れず、どうやって母に話しかけていいかわからない」として悩んでくるといいます。それはたいてい日本語が聞き取れないこととして悩んでくるといいます。
赤ちゃんの「きこえ」について、お母さん、お父さんへの心の支援に取り組んできました。
お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、
赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんできたい、
そう願って、私たちは、お待ちしております。

赤ちゃんの「きこえ」について知らされたお母さん、お父さんは、
う、言葉には ことばにできないくらい複雑な思いのながにさらされることと思います。
押し入れない どうすればいいの？ 誰か助けて、
わたしは誰なの？ とて無縁にない！

「どんな言葉も聞き取れず、どうやって母に話しかけていいかわからない」として悩んでくるといいます。それはたいてい日本語が聞き取れないこととして悩んでくるといいます。
赤ちゃんの「きこえ」について、お母さん、お父さんへの心の支援に取り組んできました。
お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、
赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんできたい、
そう願って、私たちは、お待ちしております。

河崎 佳子

相談を希望します。また、相談した内容（個人情報）の扱いについて、同意します。

〒 年 月 日 氏名

メッセージの最後に「大丈夫、大丈夫、大丈夫」と3回繰り返していただいています。どういう相談支援をされているかは、まさしくその文章を読んでいただければと思います。

「乳幼児期手話言語獲得支援事業」

○手話を必要とするきこえない乳幼児が手話言語を自然獲得するためには、日常生活の中で特に手話に接していくことが必要。

○しかし、きこえる家族のもとに生まれた場合、きこえない乳幼児にとって、言語＝手話を自然に獲得する環境ではないことが多い。

乳幼児期から言語としての手話の獲得を支援する仕組みが必要

こめっこ

* 乳幼児期手話言語獲得支援事業 *

「大阪府と公益社団法人大阪聴力障害者協会との手話言語条例に基づく施策の推進に関する協定」に基づき、大阪府と大阪聴力障害者協会が連携・協力して、実施するもの (日本財団助成事業)



相談支援事業で、まずは心理的な支えの面から相談支援を行った上で、その後、「ひだまり・MOE」

において、府内の療育機関や府立聴覚支援学校の早期相談支援のすべてをご紹介するほか、今年度から大阪府としてスタートさせた「BABY こめっこ」という、乳幼児とその保護者のコミュニケーションに非常に役に立つ手話を中心に、手話を習得していただくというよりも、子どもと一緒に安心して楽しんでいただく場を通じて手話を覚えていただく取組みにもつないでいます。これも、河崎先生そして、大聴協に取り組んでいただいています。

さて、どうすれば「こめっこ」のようなことを取り組めるのかという問い合わせを、他府県の方々からしばしばいただきます。答えは「こめっこ」で最も重要なことなのですが、「人」なんです。

来年度からは、その最も重要な、「人」を養成し確保していくための取組みをスタートさせるべく、予算確保予定です。大阪府ホームページに予算要求額が載っています。727万8,000円です。

大阪府では、「こめっこ」など乳幼児期からの言語としての手話の獲得などを支援していくネットワークを、府内の全ての聴覚支援学校の早期相談支援のほか、療育事業所、庁内関係課と一緒に運営しています。

この大きなネットワークの中に、「こめっこ」という取組みがあるという状況です。

残り時間もわずかですので、「こめっこ」の重要なところだけ、説明します。ここが重要です。「こめっこ」は大阪府と大聴協という団体が連携して取り組む、「日本財団助成事業」です。

「こめっこ」が実際にどんなものなのかという動画を見ていただけます。具体的に何をしているのかは、キャプションの通りです。私がお話すると、動画を見れなくなってしまうので、動画とキャプションをご覧ください。

(動画再生中)

現在、動画は音声で再生されていませんが、「こめっこ」は、実際は日本語の音声通訳付きです。

「こめっこ」は、こんな感じで、月2回第1・第3土曜日に実施されています。

気づいていただきたいのは、「みんな笑顔」という

ことです。

子どもも自由にしていますし、保護者の皆さんもその間、本当に笑顔で、一日が終わっていく場所になっています。

ここで、今日、この場のために河崎先生からお預かりしてきたメッセージを、読み上げさせていただきます。

こめっこが始まって1年半が過ぎました。

昨年4月からは、0～2、3歳の子どもたちとその保護者を対象とした「BABY こめっこ」も始まっており、「こめっこ」と「BABY こめっこ」両方に参加されているご家族もおられます。

当初0歳台だった赤ちゃんが1歳、2歳に、1歳台だった子が2歳、3歳に成長され、みんなずいぶん手話でのやりとりを楽しめるようになりました。

その間に、人工内耳手術を受けられた子どもたちが何人もおられます。

手話ではじまった親子のコミュニケーションを、より豊かにしながら、聴覚を使い、手話を生かして日本語を吸収し、すでにバイリンガルに成長する芽をうかがわせてくれます。

そして、3歳以上の子どもたちは、こめっこ活動の中で、手話で学び、手話を学んできました。

当初に比べると、ずいぶん難しい絵本の内容も手話で理解できるようになりました。そして、そのことが日本語での理解の深まりにもつながっているようです。

できればまた、近い将来、そんな「手話で学び・手話を学ぶ」姿に焦点を当てて、子どもたちの手話言語力の発達を分かち合える、そんなシンポジウムも大阪で企画できればと思います。

以上です。ありがとうございました。

二神／

田中様、ありがとうございました。

続いて、群馬県の上原先生よりご報告をよろしくお願ひします。

手話言語条例に関わる教育施策

上原 篤彦 氏

群馬県 教育委員会事務局 特別支援教育課長

今回のパネルディスカッションが教育施策の在り方ということで、先ほどは条例と実施計画に合わせて、こんなことをやって、変わりましたと話しましたが、それは県立聾学校のことを中心にです。

私は平成 11 年から平成 17 年度まで、前橋市で 7 年間、就学指導担当の指導主事でした。ここでは入学の時、その障害のあるお子さんがどこに行ったら良いか、学校を決める窓口の仕事をしていました。

実は、障害のある子どもたちの教育って、平成 25 年 9 月に大きな変化があったんです。教育現場にいて特別支援教育に関わっている人間は 25 年 9 月が大きな意味を持ちます。どういう大きな意味かというと、日本におけるインクルーシブ教育システムのスタートです。

25 年 9 月より前までは、法令、法律に障害のある子どもの状態像が示されています。こういう状態にある子は知的特別支援学校がいいと書かれています。その基準に合わせて、学校を指定していくというのが、前だったのです。

ところが法改正となり、そもそも子どもたちは地域の学校を起点として、障害があるねとか、本人、保護者の希望、医師の診断等を総合的に考えてなおかつ合意形成して特別支援学校に行くかを決める。

180 度考え方が変わったのですね。今、それぞれ障害のある子どもたちも、地域の学校により行きやすくなったということです。

ここでは、7 年間やっている中で、施策が追いつかないと、そこは子どもたちのためにならないと思ったところ、そこを提案させていただきたいと思います。

というのも、詳しい数字を持っていませんが、前橋市にいた時の話です。聾学校のお子さん、親御さんのほうが幼稚部から一生懸命頑張っていてい

年度によって違いますが、そのまま小学部に行こう、また一緒にやっ払いこうねという学年の年もあるれば、ある年は、一生懸命幼稚部時代は頑張っていて、できることだったら地域の小学校に行こうよというように、いつもの年度より、地域就学する年度があるということも感じていました。

平成 25 年 9 月に法改正されましたが、やっぱり、しっかりと手話を使いながら学習する、言葉を覚えることが絶対に必要だと言った時、地域就学した先の市町村がケアをしっかりとできるかが大きな課題だと思います。

今、正直言って、県立聾学校では先生が力を付けていますが、その手話に長じている人を聾学校に連れてくるのは難しいところもあります。なおさら地域の小学校で手話がしっかりとできる先生を、どれだけ確保できるかは大きな課題になります。

その辺は、今、県が聾学校中心にやっ払いまして、先ほどの中では、聴覚障害のある子供が通うと回答した小中学校 180 校あるうちの 30 校は研修しましたと言いましたが、それらの学校を持つ市町村の教育委員会と情報交換をしながらどんな形で取り組めばいいか、そういったものも必要になるかと思

冒頭の副学長さんの話で、地域との繋がり的大事さを話されました。

まさに、いろんな学校に聴覚障害のお子さんが入学していくことが制度上、認められるなら、やはりこれをもっと拡げた形で、県が持つ特別支援学校の支援だけでなく、地域の方の支援体制をどうしていくか、そういう点では、今、金澤先生たちが取り組む、学生自体、教員免許を取っている子たちがそういうことをしているのは、今言った課題の解決につながると思います。

大きな所でしたが、話をさせていただきました。

また、私の方、今日は聴覚関係でお話しましたが、自分の専門分野が知的障害と臨床発達心理士なので、発達障害系のこともやっているところです。そちらにも大きな課題があります。

障害種ごとに課題がある、それはそれぞれ専門的が感じているところだと思います。そういう中であって、どの障害種にあっても、いろいろな分野でタッグを組みながらやっていきたいと思っています。

二神／

ありがとうございました。

滋賀県立聾話学校の西垣先生、ご報告をお願いします。

ろう学校における手話施策の実際

～ろう教員によるとりくみの一例から～

西垣 正展 氏

滋賀県立聾話学校 教諭・学校心理士



大変お待たせしました。ご紹介いただいた西垣です。

本題に入ります前に、滋賀県について少しお話しします。

パネルディスカッション
「教育現場で求められる手話施策のあり方」

ろう学校における 手話施策の実際

～ろう教員による取り組みの一例から～

西垣 正展

滋賀県立聾話学校教諭 / 学校心理士

「滋賀県」と聞いて何をイメージされるでしょうか？琵琶湖だけですか？他に何かありませんでしょうか？なかなか思い付くものがない、ということはありませんね。滋賀には日本一の琵琶湖がありますが、それだけというイメージがあるのではないのでしょうか…。そんなところから参りました。滋賀県立聾話学校の中学部で教員をしております。

話の前に2つほど、お断りしなくてはなりません。1つ目に、滋賀県では手話言語条例は制定されておられません。群馬県と大阪府の事例のお話を伺ったところですが、滋賀県はまだまだそこまでは至っておりません。もちろん条例の制定に向けて検討中ですが、いろいろな課題があります。

2つ目に、私が在住している栗東(りっとう)市、手話ではこのようにしますが、競走馬、JRAの調教場のある所でお有名で、そこに私の勤めております聾

話学校があります。滋賀だから琵琶湖が見えるのではと思われるかもしれませんが、聾話学校からはどんなに首を伸ばしても琵琶湖は全く見えません(笑)。

聴覚障害児が学ぶ学校の多くはろう学校、あるいは聴覚特別支援学校という名前ですが、本校は「聾話学校」という名前です。

現在、日本には104校のろう学校がありますが、聾話学校という名前を用いてますのはわずか2校で、東京と滋賀だけです。実は、この聾話学校の名前の由来は、西川はま子さんを口話法で教育した西川吉之助さんが、聾啞学校の校長を依頼された時に、「聾でも話ができる学校に」との思いから「聾話学校」という名前を強く希望されたことにあるのです。

ただ、現在は、口話に限らず、手話も含めて、様々なニーズの児童生徒に合わせて教育活動を行っております。また、以前はろう教員が10名と、全国の聾話学校で一番多くいた学校でしたが、現在は3名のみです。

そういった状況のところから来た私が、今日この場をお借りしてお話をする機会をいただくのは心許ないですが、ろう教員として、これまで学校内で手話施策に関わって実践してきたことを報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、「ろう学校における手話施策のための条件」についてお話いたします。この文をお読み下さい。

ろう学校における 手話施策のための条件

手話を活用したろう教育を考える際には、**学校全体として取り組むことが必要であること**、**そのためには手話の概念整理を行ない、それに沿った教員研修や幼児児童生徒の言語環境整備を進めていくことが必要である。**

(市橋,2008)

これは市橋 詮司先生が今から11年前に発表なされたものです。神奈川県にある独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で発行された研究報告書に載っていた文言です。

つまり、11年前から既にろう学校では、手話施策を使って教育活動を行うビジョンがあったということです。特に青い字で示したように、「学校全体で取り組む」ことが必要であったということです。そのための条件として、手話の概念整備を行うこと、また、教員研修が大変重要だと言っています。この考え方には私も賛同するところです。

これに基づいて、本校では取り組みをこちらのように行っています。1つ目は教員の研修の実施です。

実は2年前まで私は、学校の校務分掌で情報部長を担当していました。情報部の業務は図書館関係、情報保障関係、情報機器の整備などがあり、私は情報保障の係も担当し、その中で手話研修の取り組みをいろいろと行ってきました。

<取り組みの一例>

教員の手話研修の実施

- 手話の言語理解に向けた全校研修
 - 手話の言語機能・文法について学習
(手話の種類、手話の音韻、CL、NM表記等)
- 毎月開催の手話研修
 - 新転任研修..入門としての内容
 - 経験者研修
 - ・基礎コース..授業や日常生活における手話表現
 - ・応用コース..通訳場面における手話技能
 - * 校外学習、行事活動、職員会議等
- 部会 (毎週金曜日) 内でのミニ手話学習会
 - 次週関連の用語・例文を手話で練習

教員の手話研修において、私が留意したのは、「手話が言語である」という考えを教員がもつこと、そ

のためには、手話の言語機能、或いはその仕組みを教員がキチンと理解するべきであると考えました。

先生方は教員養成課程のある大学で学んで教員免許を取得して、採用に至っていますが、聾学校教員免許状(特別支援学校教員免許状:聴覚障害者に関する教育の領域)を所持する教員は大変少ないのです。そのため、手話に関する知識や技能を持たずに聾話学校に教員が赴任するという状況です。

そこで、年に1回、全校研修として、外部の講師をお招きして手話の言語性について学ぶ計画を立てていましたが、諸事情のため、私が講師を務めることになりました。その時に、手話の種類、手話の音韻、CL や NM 表記について説明し、学んでもらいました。

この手話言語理解については、教員対象だけでなく、生徒たちにも同じ内容を教えています。つまり、生徒たちに手話言語について教える前に、まずは教員の研修が必要と考え、その上で生徒たちに教えるという流れです。

2つ目の毎月開催の手話研修についてですが、新転任研修と経験者研修の2つに分けて実施しています。

新転任研修は、新卒で新しく採用された教員、或いは転任してろう学校に来られた先生に対して毎月1回あるいは2回の手話研修を行っています。

特に、新年度が始まっての3か月程の間は、生徒と手話でコミュニケーションができるために、少し回数を増やしてこの研修を行っています。

また、2年以上の教員に対しては、経験者研修として、基礎コース、応用コースの2つのコースを設けて、自分の力に合わせて受けてもらっています。

内容はこちらの通りです。

研修のカリキュラムの一例 (滋賀県立聾話学校,2016)

経験者・基礎コース

| | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 第1回 | 5月 | 相手にしっかり伝えるための手話表現(単語) |
| 第2回 | 7月 | 意味に合わせた手話表現 |
| 第3回 | 10月 | 相手にしっかり伝えるための手話表現(文) |
| 第4回 | 12月 | 空間を活用した手話表現(文) |
| 第5回 | 2月 | 様々な場面を想定した手話表現(会話) |

経験者・応用コース

| | | |
|-----|-----|----------------------|
| 第1回 | 6月 | 朝の打ち合わせにおける手話通訳のポイント |
| 第2回 | 9月 | 職員会議における手話通訳のポイント |
| 第3回 | 11月 | 行事における手話通訳のポイント |
| 第4回 | 1月 | 読み取り通訳のポイント |
| 第5回 | 3月 | 様々な場面における手話通訳のポイント |

上の段の基礎コースですが、ろう学校に赴任して2～5年目の先生を対象にしています。

手話を使えるようにはなっていますが、例えば、「交流」の手話が「混ぜる」の手話になっていたりなど、手の向きを間違えたり、「はっきり」の手話について表出の間違いが見られたりなど、間違いのまま手話を使っている場面をよく目にします。そこで、第1回は単語レベルでキチンと伝えられるように学びます。

第2回は、意味に合わせた手話表現を学びます。例えば、日本語の「かける」でも、「犬がかかる」「水をかける」「服をかける」などでは手話が異なります。この同音異義語の場合の手話表現を学びます。

第3回は、相手にしっかり伝えるための手話表現として、文レベルの研修をします。例えば、「この本しかない」という例文でよく起こる誤用に、「/これ/ /本/ /だけ/ /ない/」があり、意味と手話が真逆になってしまっています。本当の表現は「/これ/ /本/ /だけ/ /ある (指差し)」です。このようにしっかり相手に伝えるための手話表現を学びます。

第4回は空間を使った表現を学びます。例えば、指差し(Point)を使って、「誰が誰に」「誰から誰へ」について、空間をうまく使って、表現できるようにします。

第5回は様々な場面を想定した手話表現の練習で、会話文の練習をしたりすることになります。

応用コースでは、朝の打ち合わせや職員会議における手話通訳や、校外学習などで生徒たちに通訳する場面を想定して、手話通訳のポイントを学びます。例えば、職員会議に提案される議題の内容について、前もって音声を録音しておいて、それを聞きながら音声や手話で表現してみたり、シャドーイングという方法を使ってろう者の手話表現を真似したりなど、トレーニングをします。

この研修は、ろうの教員3名で分担して進めました。例えば、2人が新転任向け研修を担当し、私が経験者研修を担当するといった形です。経験者コースは、基礎コースと応用コースを月ごとに交代させながら行う方法で進めました。

話は少し戻りますが、毎週金曜日放課後に、幼稚園部・小学部・中学部・高等部などで部会議がありますが、その部会の中でも、最初の10分間を使って、

ミニ手話講習会を行なっています。

それぞれの学部内にろう教員が入って、行事や活動における手話表現を教えています。ろう教員がいない学部では、手話通訳のできる先生が手話を指導していたこともありました。このように、手話に関わる校内研修を行ってきました。

<取り組みの一例>

幼児児童生徒の言語環境整備

●手話で発表する機会の保障

→ 学部行事、全校行事（運動会、文化祭、卒業式）
の中での取り組み

●手話で学ぶ授業の実施

*手話を使用、併用したコミュニケーションの推進

●手話を学ぶ授業の実施

→ 自立活動の授業を中心に

- ・日本語→手話、手話→日本語の練習
- ・手話の言語機能・文法・歴史の学習
- ・障害認識やろう文化に立脚した手話理解

●児童生徒同士のコミュニケーション保障

→ 「見てわかる」コミュニケーションの意識化

●保護者のための手話学習会

→ 家族内でのコミュニケーション推進に向けて

●交流先への手話の啓発

→ 総合的な学習の時間の取り組みを中心に

- ・障害理解を中心に実施
- ・インクルーシブな社会の形成への一歩に

1 点目、生徒たちが手話を使って発表する機会の保障が必要です。運動会や文化祭といった、たくさんの人が集まる場で、手話で発表する機会を設定しました。そのため、当日まで手話表現について練習します。そのため、教員がまず手話表現を考え、それを生徒たちに教える取り組みを行っています。

2 点目、手話『を』学ぶ授業の実施ですが、これは、手話『で』学ぶのとは別です。先ほどの教員の研修のところでも話した、手話言語について学ぶ内容を生徒たちも学びます。同じ内容でも言葉や指導方法を変えて行なっています。

自立活動での「手話」に関わる学習の一例

(授業のパワーポイントより抜粋)

(3) 手話単語の構成
 ・音素 (形態素の最小単位) と形態素 (音素のまとまり) の2つの単位で成り立っている
 ①音素 … 手型、位置、運動
 ②形態素 … 3つの音素が同時に結合

| | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 手型: 1 位置: こめかみ 運動: 押さえる | 手型: 1 位置: ほっぺ 運動: 押さえる |
| 単語: 思う | 単語: うそ |

Let's try
 手型は1のまま、位置と運動を変えて単語を作ってみよう。

- ・ 中学部2年の自立活動 (9・10月度、6時間) で実施
- ・ 教員向け研修内容を中学生にも理解できるように改修し、ワークショップ形式で実施

手話に関わる学習の一例ですが、手話単語の構成について指導する時、例えば、1の形をこめかみに当て、動きが「押さえる」。この手の形、位置、動きが組み合わさって「思う」という手話になります。この3つの要素が組み合わさって手話単語ができていくということを教えます。そして、生徒たちが楽しみながら学べるよう、動き・位置・手の形を変えながら、いろいろな単語を作ってみようというのをワークショップ形式でやっています。このワークショップでは生徒たちは積極的に手話単語を考え、1という形だけで、96個も単語を出してきました。このような形で、手話に親しみ、手話を知る。そして手話とは何かを学ぶ授業を実施しています。

3点目、手話「で」学ぶ授業の実施です。

これは、中学校の社会科 (公民) の教科書に載っている文章です。

社会科 (公民) 授業における手話活用の一例

国会が決めた法律や予算に基づいて、実際に国の仕事を行うことを行政といいます。行政の仕事全体を指揮・監督するのが内閣で、内閣総理大臣 (首相) と国務大臣で構成されます。
(教育出版「中学社会公民」P88より抜粋)

・ 親指が表す「役職」の説明 **首相** **内閣総理大臣** **内閣**
 ・ もう一方の手が表す「役職」の説明 **国務大臣**

これは中学部3年生の公民の学習内容です。この授業をどのようにするのか、今から模擬授業をやってみますね。

まず、絵を見せます。次に、文の中の単語を示し

ます。例えば、「内閣」という単語。「内閣」の手話をどう表すのか。子どもたちはその手話を知らないで、「ないかく」と指文字で出してきました。あるいは漢字を見て、その漢字を手話で表したりします。

そこで、言葉の概念を手話を通して学ぶことが非常に大事になってきます。まず、絵を見せながら、その様子を手で表します。この手話単語と絵を結びつけさせます。右手は中心の人物、真ん中の人を表しています。左手は、その後ろに並んでいる人々を表します。真ん中の人つまり「首相」です。そして、後ろに並んでいるのは「大臣」たちです。

このように、人物の構成を手話で説明した上で、首相を取り囲むように後ろに大臣が並んでいる、こうした組織のことを「内閣」ということを生徒たちに伝えます。また、首相というのは、内閣の中心ということで「内閣総理大臣」であるということも説明します。

このように、言葉を手話や絵や文字と結び付けて生徒たちが理解しやすいように学んでいく。手話だけではなく、日本語の語彙としても知り、言葉の概念も学びます。この方法をチェイニングといいます。この場合も、手話「で」学ぶ授業です。手話を通して言葉や概念がわかる、日本語の語彙を知る、ということが手話「で」学ぶ授業の鍵になります。

ですから、手話で教える授業を、公開授業の時に私がこういった授業をして他の先生方にも見ていただき、参考にさせていただくようにしています。

これら3つの例を紹介しましたが、他にもあります。児童生徒同士のコミュニケーション保障です。先ほども話しましたが、本校の場合、生徒の2分の1以上、60%に近い割合で人工内耳を装着しています。この人工内耳を装着している子どもたちは、小さい時から音声で話しています。でも将来的にはろうのコミュニティに入っていくことになるので、音声だけでなく手話も使うことを学ばせていますが、どうしても音声寄りになってしまいます。やはり、ろうの子ども同士がお互いにわかる、目で見て意思疎通ができることを大切にする教育環境を作っていくことが大事です。

また、一度別の学校に出て行って、戻ってくる子どもたちもいます。そういう子どもたちの場合は、手話はL2 (第二言語) として学んで行くことになり

ますが、そういう子どもたちに手話の獲得を保障していくことも必要です。

また、保護者たちに関してですが、学校で手話講習会も行っています。

| 保護者手話学習会のカリキュラムの一例 | | |
|--------------------|--------|------------------------|
| (滋賀県立聾話学校,2017) | | |
| 第1回 | 10月 4日 | 基本の構文を学ぼう |
| 第2回 | 10月11日 | 尋ね方の表現を学ぼう① (Yes-No構文) |
| 第3回 | 10月18日 | 尋ね方の表現を学ぼう② (Wh構文) |
| 第4回 | 10月25日 | 数を使った表現を学ぼう |
| 第5回 | 11月 8日 | 否定の表現を学ぼう |
| 第6回 | 11月15日 | 過去の表現を学ぼう |
| 第7回 | 11月22日 | 指さしの表現を学ぼう |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 第15回 | 2月28日 | 様々な役割の表現を学ぼう |

・ 幼稚部～高等部の保護者を対象に週1回実施 (計15回)
 ・ NHK手話テキストを使用しながら学習

この年は9月までの間、学校の中で大きな行事があったので、10月から実施する形で行いました。15回の学習会を計画していましたが、仕事を持っている保護者の方もいたりして、なかなか来ていただけないこともあります。水曜日の午前9時半～10時半までの設定でした。仕事の都合で来られない保護者も学習できるように、欠席しても、次の回に来て分からないことがないように、ビデオなどで学習ができるように、NHKのテキストや教材を使っています。NHKは標準手話というか、関東の方々が用いる手話表現が多いので、滋賀や西日本で用いられる表現を教えてくださいました。

例えば、「名前」という手話単語は、関東では左手に右手の親指をつけますが、西日本では右手の丸を胸につけます。「忙しい」という手話は関東では指を折り曲げた両手を下向けにぐるっとまわしますが、西日本では、両手を胸の前で交互に動かします。

このように、手話表現の違いも学びつつ、ろうコミュニティの情報も提供しながら、保護者が文化的な理解もできるように、様々な知識を得られるように講座を工夫してきました。

15回の講座が終わった後、保護者の反応を見ますと、積極的に手話を使っていこうという意識もたれています。ただ、子どもたちのほうが「手話」より「音声」中心でコミュニケーションしてしまうため、保護者がせっかく手話を覚えても使わないままになってしまっていることがあります。

このように、保護者だけ手話を学習するというのではなく、保護者、子ども、教員の3者が手話を学ぶ環境を整えていくことが大事だと思います。

次に、本校における課題と成果です。

成果と課題

<成果>

- ・ 手話に関わる取り組みをろう教員から率先して、計画的に実施していったことで、教育現場に順応した手話スキルを教員が身につける契機となり、ろう教育の専門性を打ち出した実践が建設的に取り組まれるようになった。
- ・ 児童生徒や保護者が手話を系統的に学び、手話で発信する経験を重ねることで、手話や聴覚障害に対して肯定感をもつようになり、障害認識の形成につながっていった。

<課題>

- ・ 人工内耳装用や重複障害の児童生徒の増加により、多様な教育ニーズが派生し、その中で手話をどのように定着させていくかといった工夫が求められる。
- ・ 短期間の人事異動により手話を含めた現場の専門性が持続されにくく、言語保障・障害認識にバイアスが生じやすい。

成果として、1点目。今回のパネルディスカッションのキーワードは「教育現場における手話施策」で求められる「手話スキル」です。手話で学ぶ、手話を学ぶ、それを通して子どもたちがキチンと理解できるという環境を設定できることで、手話が言語として学べると思います。

2点目は、手話で発信することで、自分が「ろうである」ということを受け入れていく。子どもたちの障害認識の1つになると言えます。以前は手話に対する偏見がありましたが、子どもたちが手話で発信すること、表すことを通して、ろうであることを肯定的に捉えていけるようになりました。まだ否定的に捉える子どももいますが、そうした状況は、これらの取り組みを続けていくことで、今後更に良くなっていくと私は信じています。

課題として、現在、重複の子どもが増えています。様々な教育ニーズがある中で、手話に関わる施策とどう関わらせていくのか。今一度、みんながそのことを考え、整理する時期になっていると思います。

一番大きな問題として、教員の異動の問題があります。ようやく手話を身に付けたと思っても、別の学校に転任してしまうことが繰り返されています。そうしたことによって、ろう学校の専門性が保証されていない問題が続いています。ですので、午前中のお話にもありましたが、手話言語に関わる社会の理解、手話通訳者の養成、保護者や教員や児童・生徒に対する手話の保障が本当に大きな課題になって

いると思います。

ろう学校における 手話施策推進のための観点

特別支援教育という体制の下で、ろう学校は様々な変化を経験してきている。在籍児の多様な障害やニーズ、コミュニケーション手段への対応に加えて、地域の聴覚障害教育センターとしての役割などがろう学校には期待されている。手話の活用は多様性への対応でもあるが、それ以上にろう教育の専門性の深化、すなわち教育力の向上とつながるものでなければならない。
(小田,2008)

これまで話してきたことのまとめとして、最後にろう学校における手話施策推進の観点について話します。

「特別支援教育体制の下、ろう学校は様々な変化を経験してきている」。これについては、多様な障害、それに対するための教育ニーズ、様々なコミュニケーション手段への対応が、ろう学校で行われてきていますが、地域の聴覚支援センターとしての役割もろう学校に対して期待されています。

「手話の活用は多様性への対応でもあるが、それ以上にろう教育の専門性の深化、すなわち、教育力の向上に繋がるものでなくてはならない」。この言葉は今後のろう教育に向けてのキーワードになると信じて、これからもみなさんと共に頑張っていきたいと思います。



では、これで終わります。ご清聴ありがとうございました。

二神／

西垣先生、ありがとうございました。

では、最後に群馬大学の金澤よりご報告いただきます。

聾学校教員に求められる手話のスキルとは？

-教員養成の観点から-

金澤 貴之

群馬大学 教育学部 障害児教育講座 教授

2019年度「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」パネルディスカッション
聾学校教員に求められる手話のスキルとは？
- 教員養成の観点から -

群馬大学教育学部
金澤貴之

聾学校の今日的課題

皆さん、そろそろお疲れと思いますが、もう少し頑張ってお付き合い下さい。

最初に少し大きな話をしたいと思います。そもそも……あ、マイク忘れてた。お疲れだったのは、私ですね。(笑)

最初に少し大きな話をしたいのですが、そもそも、なんでこのシンポジウムを企画したのか、こういうテーマで企画したのかということです。

手話言語条例。いま、いくつになりましたかね？200を超えているそうですね。ですが、どれくらい実がある施策が行われているかに、もっと注目した

方がいいと思います。

『手話を言語と言うのなら』というタイトルの本が出ています。とても大事な問題提起だと思います。条例はあちこちできてるけど、名前だけじゃないか、という内容です。著者の方も今日いらしてたりしますが…苦笑いしていますね。要約しすぎたかも知れませんね。

そういう意味では、私は、「日本手話」という言葉を条例に付けたから立派だとも思いません。

施策、どうなんですか？ちゃんと中身がある施策ですか？逆に、「日本手話」という言葉はないが、施策としてちゃんとやっているところがいくつかありますよね。そういうところを見ていきたいと思いました。そういう意味で手前味噌ながら、群馬県、そして大阪、この2つを取り上げてシンポジウムを企画しようと考えました。

ただ、やるならちゃんとやろうよという気持ちがあります。群馬県も含めて全国の手話言語条例の施策の1つとして、パンフレット作っていますよね。でも、あれを見て「手話が言語だ」と理解できるでしょうか。手話単語の紹介しかしていない。あれではむしろ、「単語を覚えれば手話ができる」と誤解してしまう中身のように思います。

手話を言語と言うのなら、少なくとも手話に携わる専門家は、それが言語であるということの意味を理解しておく必要があるだろうし、行政担当者も手話が上手くても下手でも、手話が言語であることの理屈を理解はしておく必要があると思います。

ただし、先ほど午前中にお話しましたように、聞こえる人が手話が下手だからと言って、目くじら立てる必要はないと思うのです。聞こえる人が声と一緒に手話を出すのは、それがよいとか悪いとかの理屈抜きに、自然発生的に生まれるわけです。いわば手話は混成言語状態が生まれやすい必然性を持って

いる言語なわけです。日本人が、日本語と英語まじりのブロークンの英語で話した時、「英語で話した」と言いますよね。それと同じように、ブロークンな手話で話している聴者の手話を、「あれは日本手話ではない」という必要もない。第二言語話者なのだから、下手で当たり前。ブロークンで当たり前。日本の手話という意味で、聴者が「日本手話で話した」と当たり前と言えるようになったらよいのかなと思う次第です。

ただ一点。ここは譲らないほうがいいと思うところがあります。それは、聞こえない子どもの手話言語環境についてです。聞こえない子どもが中途半端な言語獲得でいいんですか？ということです。

聞こえる子どもは通常の学校にたくさんいます。そういう子どもたちが手話単語をかじって「ありがとう」と表す。いいじゃないですか。居酒屋の店員さんがうろ覚えの手話で「ありがとう」。いいじゃないですか。そこに文法がどうのこうの言う必要ない。でも、聞こえない子どもには、手話を獲得する権利がある。だからこそ、そこに関わる専門家は知識・技能を持っているべきだと思うわけです。

だからこそ、群馬大学でできることをちゃんとやりたい。他所のことを言ってもしょうがない、自分ができることをやりたい。群馬大学として何かをすれば、教員養成だから、ちゃんと力のある学生を育てたい。この話が午前中の報告になるわけです。そして手話言語条例を県と学術機関とで連携して取り組もうという時、やはりなぜそういう取り組みが必要かという、教育施策こそが、手話言語条例の要をだと思っただけです。だからこういうシンポジウムを企画したわけです。

聾学校の今日的課題ということで、2007年、特殊教育が特別支援教育に変わりました。その時、私も大学の授業で、「これからは大きく変わる」と説明しました。

その時、求められてきたことが大きく2つ。通常学校向けの話としては発達障害問題です。その一方で、盲・聾・養護学校は、何が求められて特別支援学校に変わったのでしょうか。重度重複化への対応です。特に重複は「谷間の問題」です。

特別支援教育への転換が求めてきたもの
…重度・重複化への対応は？

※聾重複児への対応は変わったか…？

※聴覚活用が困難な最重度の聴覚障害児への支援方法は？

※両親が聾者の聾児への対応方法は？

では、聾学校が聴覚特別支援学校になったことで、聾重複障害児の親御さんは、迷わなくなったのでしょうか。2つの学校の、どちらの学校からも、「うちにどうぞ！」と歓迎される。そしてどちらに行っても良いと思える。その上で、どちらに行くか選べる。そんな学校になることが、「特別支援学校」に求められていたはず。はたして現実はどうなのでしょう。

そして、聴覚活用が困難な最重度の聴覚障害の子どもへの支援。例えば、知的障害特別支援学校で、知的障害が他の子と比べて、特に重いお子さんがいたとします。その子にわからなくてもよい前提で授業をしますか？そんなことはないですよ。一人ひとりのニーズに合わせていくのが特別支援教育。

では聾学校はどうなのでしょう。聴覚活用により、音声で話をするお子さんが多い。それはそうかもしれませんが。でもその中に聴力レベルが110dB以上、スケールアウトと言われるような、聴覚の活用が困難なお子さんもいます。そのような、最も聴力の厳しいお子さんにもわかる授業が求められているのではないかと思います。現実はどうなのでしょう。

あるいは、デフファミリーのもとで育ったお子さん。聾児の1割程度がそうだとされます。その対応は、どうなのでしょう。

聾重複のお子さん、聴力が特に厳しいお子さん、両親がろう者であるろうのお子さん。このような、聾学校が受け入れるにあたって最も重い子どもに対する対応ができるプロフェッショナルを育てることこそが、教員養成において求められることだと思います。

新生児聴覚スクリーニング検査と人工内耳の普及

- ⊗ 聾児の親の9割は聴者。聴者的な価値観あらゆる選択がなされる。
- ⊗ 聾学校こそが、医療機関が持たない情報提供を
- ⊗ 人工内耳を装用したとしても、聴者になれるわけではない。
- ⊗ 聾学校卒業後の壁、課題を見据えた支援を

新生児聴覚スクリーニング検査と人工内耳の問題。ある意味、ここに特に先駆的な取り組みをされたのが大阪府だと思います。

聾の親の9割は聞こえるわけです。ということは、聞こえる価値観のもとでいろいろな選択がされる。逆に言うと、聞こえない世界は想像の世界でしかないのです。

そうしたときに、0歳からの相談を受け付ける聾学校こそが、医療機関が持たない情報を提供できなければならないということになります。

お医者さんもいろいろな情報を提供しますが、例えばフィンランドでは手話言語法ができたことで、手話に関する情報もきちんと医療機関が提供することが法律で定められました。

そして、人工内耳を装用したとしても、聞こえるようになるわけではありません。難聴の状態になるわけです。さらに言えば、補聴器をつけている難聴のお子さんとも同じではない。人工内耳独特の聞こえ方になります。少なくとも聞こえる人と同じにはなりません。

そうした時に、聴力は軽い、ある程度音声で話せる。そこまでは事実かもしれません。でも、だから手話は要らない、という話になるのか。

かつて1990年代後半くらいに、「第3の世界」という言葉がはやりました。聾の世界がある、聞こえる世界もある、でももう1つ、どちらの世界にも属せない人たちの第3の世界があるんじゃないかと。

そしてここには大きな問題提起があります。このどちらの世界にも属さない第3の世界は誰が作ったのかということ、教育者が作ったんじゃないかという指摘です。これが1990年代のこと。それから何年経

ったのでしょうか。状況は改善されたのでしょうか。

そして、聾学校卒業後の壁、課題を見据えた支援についても、考えていかなければなりません。先ほど、田中さんや西垣先生の話にもありましたが、聴力の軽いお子さんも含めて、手話を身に付けることによって、卒業後に聾者コミュニティの中に入れられるわけです。それを聾学校の先生が実感するには、先生自身が聾者コミュニティの中に入らなくてはならなくて、そのためのスキルが必要です。

手話言語獲得の研究、実践が示すこと

- ⊗ 日本手話は日本語と同等の統語構造を有する独立した言語
- ⊗ 親や教員が音声に対応した手話を用いていても、聾児同士の会話では日本手話が用いられる。
- ⊗ 音声と併用していても、聾児の手話には日本手話的な要素が入り込んでいる。

➤ 高度な手話のスキル【も】必要不可欠！

厳しい話をします。実際に研究でわかっていることとして、日本手話が日本語と同等の統語規則を持つ言語だということが明らかになりました。ならば、聾教育関係者もそれを受け止めて先に進まなければいけないわけです。それはどういうことか。

親や教員は、音声に対応した手話を用いるとしても、ろうの子ども同士の手話はどうでしょうか。子ども同士の会話ではコードスイッチされ、途端に先生は読み取れなくなるわけです。

また、音声と併用していても、聾児・聾者の手話には日本手話的な要素が入り込んでいます。

「手話が大事だ」というと、「手話ができればいいというわけじゃない」と言われることがあります。でもそんなことは当たり前ですよ。英語が話せれば英語に先生になれるわけではないですよ。

「手話も必要」といっているところの手話が、実は想定外に、意外と難しいということが、わかってきた。わかった以上はしょうがない。それを受け止めて、先に進むしかない。大変ではあっても、「日本手話」を習得しなきゃいけない。

ただし、やっかいなのが、免許取得上の問題です。

免許取得上の課題

免許保有率の課題

※平成32年度までに保有率100%を目標
(平成27年12月中教審答申)

| 視覚 | 聴覚 | 知的 | 肢体 | 病弱 |
|------|------|------|------|------|
| 59.9 | 51.7 | 80.6 | 79.3 | 76.7 |

(%)

※達成に向けた施策はもっぱら認定講習等の「教育職員検定」による免許取得

※必ずしも大学等での「課程認定」校での免許取得が増えるわけではない

免許保有率を100%にしなくてはならないと言われていて、聴覚障害は惨憺たる状況で、全国的に、聾学校の先生の2人に1人しか免許を持っていない。これを一気に100%までにするという事です。

ただし、達成に向けた施策は、認定講習等の教育職員検定と言われるもので進められています。なんでそうなるのか。文部科学省の中で、特別支援教育課は初等・中等教育局にあります。そこができる施策として、都道府県教育委員会におろすわけです。

一方、聴覚障害の免許を出す大学を増やすことは、高等教育局マターですから、大学での教員養成はちっとも広がらない。県教育委員会の上原先生と、群馬大学の私がどんなに仲が良くても、上原先生が群馬大学に対してどうしろとかは言えませんね。(笑)

この問題について突っ込んで言及した議員さんがいます。今井 絵理子議員です。

平成30年5月22日参議院文教科学委員会
今井絵理子氏の質疑より

ほかの障害種の学校から赴任をしてきた、あるいは一般の学校から赴任してきたという教員が指導されるわけです。もちろん手話はほとんどできない。聴覚障害についての理解も乏しい。現在、聾学校では90%以上が手話で指導をしているのにもかかわらず、そういった教員が配置されているわけです。

しかし、親御さんは、全ての教員が専門的な知識、スキルを持っていると思っているわけです。これは先生方が悪いわけではありません。皆さん、とても頑張ってください。つまり、制度に問題があると言わざるを得ません。

⇒ 群馬大学ができること

…必要なスキルを習得した教員を養成すること！

一気に歌手から議員になり、そして、一足飛びに専門的なところに切り込んでいく。「スピード」感、あります！（笑）…ありがとうございます。

大事なところは、「先生方が悪いわけではありません」と言うことです。私もそう思います。だからこそ、私はあくまで群馬大学ができることをしたい。それはつまり、群大の中でどうやってどういう先生を育てるか、という問題を考えたいということです。

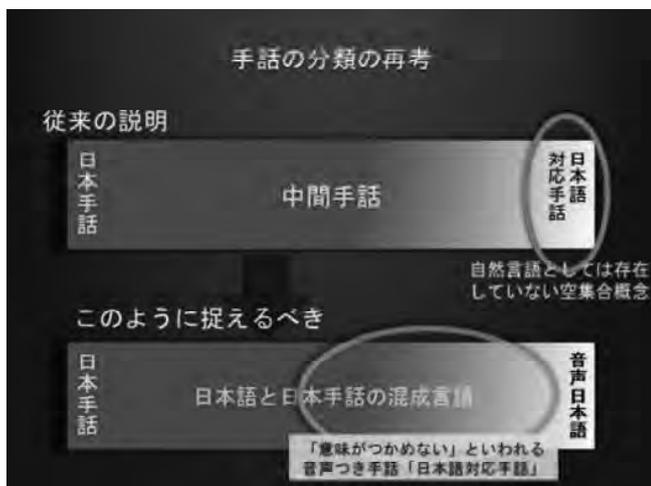
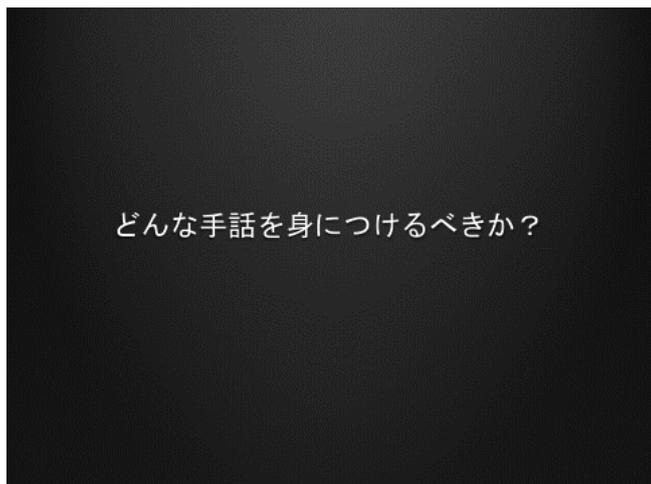
特別支援教育の領域の免許を取るためには、生理、心理、指導法などを教えなさい、という枠組みはありますが、手話については、どうこうしろ、とは言われていません。でも手話を取得しようとしたら講義の数はとても足りません。

認定講習ではなく大学で養成するにしても、手話をキチンと身に付けさせようと思うと、特別支援学校免許の単位の中ではまず無理で、何かの仕掛けが必要になります。

群大の学生、特別支援学校の聴覚の免許をとる学生はそれ以外の教養や総合探究科目とか、そういう特別支援学校の免許を取るものと別のものをとらなければいけない。本事業で設定した授業は、特別支援学校免許に関わる授業以外の授業なのです。それらを組み合わせると手話通訳の資格を取るための課程を作った。このような合わせ技も考えないと、手話の習得はできないわけです。

ところで今井絵理子議員は、「手話科」の設置についても提言されています。ただ、聾学校だけの教科として手話科を設けるのは難しい。なぜなら特別支援学校全体で一本化された指導要領だからです。私の1つの案としては通常教育の高校の選択科目として手話科を設置し、準ずる科目として聾学校で適宜

実施していく方法かなと思います。



さて、手話の分類。一般的にこう分類されます。日本手話とその対局に日本語対応手話。

ですが、皆さんに聞きたい。日本語対応手話って誰か実際にやっていますか？

栃木聾学校の中で、授業中に意識的に表すのがそのうちかもしれません、「同時法的手話」ですね。でも、日常的に用いている人は誰もいない。つまり日本語対応手話というのは空集合であって、自然言語とし

ては存在しない。

ですので、日本手話と日本語対応手話を左右の極に置くという考え方は、よく考えると不自然。そうではなく、自然言語の分布としてとらえるなら、日本手話の対極は音声日本語だろうと。その間に、日本手話と日本語の混成言語状態がある。その中の、より音声日本語寄りなところは、聾者から見たら「何言ってるか分からない手話」となるわけです。

そもそも、「日本語対応手話」なるものは、教えて身につけるものなのかというと、そうではなく、単に、音声に知っている手話単語を付けているだけです。でも実際には、「聾者が表す日本語対応手話は分かりやすい」と、聾者から言われたりします。おそらく、実は日本語対応手話を会話として成り立たせるに不可欠なものがあり、聾者は声を出して日本語対応手話的な表現をしても、顔きとか眉上げといった NM 表現を用いたりするわけです。

「うちでは日本語対応手話を教えています」とか、「聾学校では日本語対応手話を採用してます」というところはしばしばあります。でもそれ、本当に「日本語対応手話」をわかっているのでしょうか。単に単語を付けただけのものを、日本語対応手話だと思っているのではないのでしょうか。そうではなくて、「通じる日本語対応手話は何か」ということを考えないといけなはず。

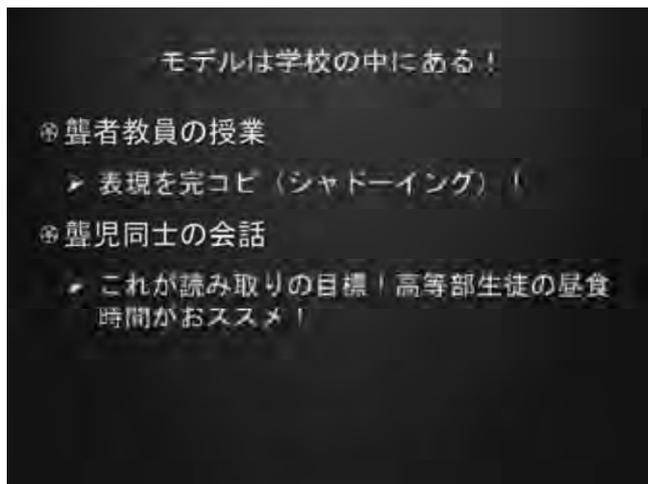
ただ、その近道を考えると、そもそも研究としていわゆる中間手話的な、日本語と日本手話の混成言語の性質に関する研究はほとんど進んでいません。そもそも多くの手話言語学者は、日本手話の解明に興味がありますので。

ならば、方法は1つ。上手な、聾者からもわかりやすい音声併用手話を用いようとするなら、まず日本手話を身につけること。日本手話のスキルを持った上で音声を付けようとする、どうしても外せないマーカーが残る。日本手話ができる人に声を出してもらおうと、比較的聾者にも分かりやすくなる。

結局のところ、ちゃんとした音声併用手話を身につけようとする、日本手話を身につけるしかないと思います。

聾学校にはいろんな課題があるでしょう、手話ができればよいわけじゃない。手話に関しても、今はただ手話を使えばよいのではなく、「手話をどのよう

に使うか」が問われています。



最後です。モデルは学校内にあります。「金澤はどっちの味方なのか？ろう協の味方なのか？」と言われますが、どっちも敵に回す気はありません。是々非々でいきます。ハッキリ言います。聾学校の手話の研修。なぜ講師をろう協に頼むんですか？ろう協の方は教育の手話が専門ではないですよ。それよりも聾学校には聾者教員がいるじゃないですか。聾者教員の授業をビデオ撮りして、完コピすればいい。

読み取りの練習なら、聾児同士の話がオススメ。高等部の生徒の昼食時間。これがおススメです。タダでできる教材が聾学校にはいろいろあります。外部から講師を呼ぶのと違い、カネもかかりません。お勧めです！

ということで、終わります。

二神／

改めてパネルディスカッションを再開します。私の方から、今の4人の先生方の話を伺って、3つ議論のテーマを立てました。

課題の整理

- 1) 教員に必要な手話スキル
- 2) ろう・難聴児に必要な手話スキル
- 3) 聾学校・大学・民間団体・ろう協・
行政機関(教育・福祉)との連携

まず1つ目の柱が教員に必要な手話スキルはどういうものか。また、それに関する研修についてもあわせてお話をいただきたい。

そして2つ目が、聾・難聴の子ども自身にどういう手話が必要なのか。

そして3つ目が外部団体です。聾学校や大学、民間団体など。たとえば、大阪府の「こめっこ」が民間団体ですが、ろう協、行政機関、それぞれ今回お話いただいたところでは、いろんな機関と連携しながら事業を進めているとのことだったので、各団体との連携について、少しご意見をいただければいいかなと思っています。

「手話スキル」というちょっと曖昧な言葉を使いましたが、先ほど、西垣先生も仰っていましたが、手話というものの概念整理がまだまだされていません。ですので、今日も、パネリストの皆さまの手話に対するお考えとか、こういうイメージの手話であるというのが、実はバラバラなんじゃないかと思っております。それは今回、参加されているフロアの皆さんも同じような状況ではないかなと思ひまして。手話の言語学的な深い知識を持つ方もいれば、まだ勉強を始めたばかりとか、手話のことはまだ分からないけれど教育のことは分かるとか。いろんな方がいるので、4人をお迎えしてお話いただく中で、それぞれの持っている「認識のズレ」みたいなところから、教育現場に必要な手話スキルとはどういうものかを、浮き彫りにできればと思って、敢えて「手

話スキル」という言葉を使いました。

それから、3つ目の柱の外部団体との関わりについてもう一言申し上げますと、手話言語条例を策定する時には、「ろう協」と言っていて、地域によって呼び方は違いますが、そういう団体から要望が上がり、それを受けて作るようになったと思います。条例を作った後は、聾の当事者の方にも施策の計画作りに参加してもらったり、福祉の意見を出したり。教育関係者の中からも、手話言語条例施策について、意見をいただいたり。そうやって、いろんなところとの関わりが必要になってくるだろうと思います。

今回のテーマは、教育に関する領域についてなので、教育について教育委員会の方にご登壇いただいておりますが、実際に手話言語条例に関する施策になるとどうでしょう。条例を作った聾の当事者の団体の方たちの中には、必ずしも教育の専門家ではない方もいます。一方で、教育の専門家ではありますが、手話や聾については専門ではないなど、そういった様々な立場や背景を持つ方が集まって政策について話すので、一緒に計画等を作っていく中での難しさがあるのではと思って、このようなテーマとしました。

それでは、長くなって申し訳ありません。さきほど発表されました順に、この3つの課題についてお答えいただきます。

まず大阪府の田中様、よろしくお願ひいたします。

田中／

「手話スキル」ということで、「語学力」じゃないんですよね？とまずは申し上げておいて…あんまり、「日本語スキル」「英語スキル」って言わないと思うんですよね。たいがい、そう言う時は、あんまり良いイメージでは言っていないと思います。「あいつは英語スキルあるけど、仕事スキルでやねん。」とか、「あいつの日本語スキルでやねん。」みたいな感じではないでしょうか。

「手話スキル」とは、つまり、「語学力」なんじゃないかなと、「語学力」と表現できないのは、学習指導要領が改訂されないがゆえに尽きるのかなと。そろそろ本当の意味で手話を言語として認めませんかということではないかと。

一方で、とは言え、現状では、現場でできる範囲での取組みや努力が、もちろん重要です。

その点で、西垣先生のお話は、大変参考になりました。是非、大阪府でもふんだんに取り入れさせていただきたいと思っています。

大阪府でも全ての聴覚支援学校で教員を対象に手話を学んでいただける講座を実施しています。が、私も何度か見に行ったのですが、もっと有効な講座の実施方法はないのかと思案してきたところでした。午前中の金澤先生や下島先生、能美先生の講演をお聞きしている中で、あまりよくない例として上げられているような状況に近かったかと記憶しています。

来年度に向けて、どうしたものかと思っていたところに、本日、群馬大学での取組みや、西垣先生の取組みを伺うことができました。是非、大阪府の取組みに、お力添えをいただければと存じます。

それと2年程前、手話言語条例が施行されるかどうかの時に、我々の所属内で、例えば教員採用において手話の力を加点要素化できないかという議論があったのですが、その中心になっておられた大学の先生が異動されて、立ち消えになってしまいました。群馬県でまさしくその取組みをされているとのことで、先進事例があると動きやすいというのが役所なので、是非、持ち帰って今後の検討の参考にさせていただきたいと思っています。

次に、「子どもが小さな頃の手話スキル」ですが、是非、「こめっこ」の話をして下さい。

まず、「こめっこ」は、「日本語」と「手話」の両輪

で、が重要キーワードです。また、先ほどの河崎先生のメッセージにもあったように、人工内耳をされているお子さんもたくさん来られています。

乳幼児期の子ども支援における「こめっこ」

- ◎「手話でやりとりする」体験の保障
→ 愛着形成 認知発達 人格形成を促す
- ◎「手話を獲得する」支援
=ネイティブサイナー(手話言語の話者)になる機会を保障する
- ◎「手話で成長し、より高度な手話言語を習得する」機会の提供
=ネイティブサイナーとかかわる環境を保障する

療育(聴能訓練や口話訓練)や医療(人工内耳装用)との両輪で、OK!

河崎(2018)より

そのような中、「こめっこ」に関して河崎先生が重要視されているものの一つが、子どもの手話の獲得を支援する人が、「ネイティブサイナー」であるということです。

手話言語のあふれる「こめっこ」活動の中で

- 子どもに対しては手話でコミュニケーション
⇒手話を獲得したろうスタッフが前に立つ
⇒その他のスタッフも手話でかかわる
- きこえる保護者にとってもすべてわかるコミュニケーション
⇒読み取り通訳(音声情報)の保障

子どもに対しては「ネイティブサイナー」、保護者に対しては音声通訳、これらを通じて、子どもも保護者も「すべてわかる体験」をし、手話を身に付けていくわけです。

言語学者の方が、「こめっこ」の視察に来られて、「こめっこ」終了後のスタッフミーティングも含めて、まる一日ご覧になられて、こう仰いました。

「綿密で周到に準備された教育プログラムと有能で訓練されたスタッフ、そして皆さんの熱意と愛情で、ほんとうに素晴らしい場が創られている。」

「こめっこ」の資料、P12とP13をご覧ください。

幼児たち、こめっこをとおして

ルールがわかる

プロセスがわかる

「わかること」「伝えられること」を実感する

多くのロールモデルと出会う

マジョリティー体験をする



ママ・パパは、こめっこをとおして

ルールがわかる子どもを知る

プロセスがわかる子どもを見る

笑顔いっぱい楽しむ子どもを見る

「め」で生きる子どもを実感する



「こめっこ」のねらいが、まとめられています。「こめっこ」を通じて、愛着形成、認知発達、人格形成を促す。そこへ、とにかく「ネイティブサイナー」に関わる。そして、「こめっこ」を通じて、ルールが分かる、プロセスが分かる、笑顔いっぱいになる。つまり、「手話」がなければ、これらの体験がない、できないということです。「こめっこ」の資料に書いてあることは、まさにその裏返しなんです。

「子どもにとって必要な手話スキル」ということですが、「子どもにとって手話は母語として必要」と断言できると思います。

最後、外部との調整ということですが、一言でいうと、「分厚い氷は、割らずにこすって溶かす。」これに尽きます。「しもやけになっても、こすってこすって溶かす」んです。

また、専門性や当事者性が壁となって、お互いの理解が進まないということにも陥りがちかと思えます。これはもう、なぜそう仰るのか、なぜですか？と質問を納得いくまで繰り返す、教えを乞う、それが一番大事なかなと思います。

何でも自分たちで決めて、何でも自分たちでやっていきたいという気持ちがすごく強いのは、理解できます。ただ、これからは、外部の専門家の力をうまく使って、うまく繋いで、そして、そういう人た

ちの思いや力を駆使していく、それが発展につながっていくということをいかに理解してもらうか、それが今後、非常に重要なポイントだと思っています。以上です。

上原／

関連することを話して、ということでしたので、(1)と(3)についてお話します。

群馬の良い所になると思いますので、是非まねをしてください。県の教育委員会の取組ですが、田中さんから、教育部門ではないのですが、熱く前半で教育に関して語っていただき、学習指導要領も具体的に出していただきました。「学習指導要領が改訂されないかなあ」という話があったと思います。

教育委員会なので、学習指導要領をしっかりと捉えた形で施策もやっていくのが基本で、そこには縛りがあるということだと思います。

田中さんが用意された学習指導要領、聴覚障害の特別支援学校を見直していただければ、そこを教育委員会としては、しっかりと押さえた形で施策に生かすことが必要だと思います。

教員に必要な手話スキルという(1)について、先ほども話しましたが、金澤先生のシートにも、特別支援学校に「準じた教育をする」というのがありました。

自分も先ほど触れましたが、小学校1年生ならその学習指導要領に示されたその学年の教科書を使って学び取っていくので、その授業を構成するのに必要な手話の力を先生たちには持っていてもらう必要があると思っています。

それで、それについてどんなふうに条例改正後取り組んでいるか。

繰り返しになりますが、今日、用意していただいた私の資料の「13」と打っているところの左側のページ。群馬県聾学校の取組、個に応じた教育環境の整備、のところで、全体研修のところで、群馬県聴覚障害者、その取組を書きました。

教員の中には、既に手話通訳士を持っている先生が、29年度のデータですが、4名います。教員のスキルの評価として、年度初めに聴覚障害者連盟の方と研修する中で、聾学校の先生方のスキルについて、

「上級」「中級」「初級」ということで評価してもらって、それをベースにして研修をして、自分のスキルをあげるように取り組んでいます。

授業構成をするのに必要な手話を身に付けてもらえればと思います。

連携する学校の話もしましたが、(3)に関係するところで、今日のパネルディスカッションの最初に触れたところですが、聾学校の幼稚部で学んでいても、就学するとき小学校1年生で地域の学校に行く子どもたちも増えるだろうと話しました。

そのときに聾学校の先生だけでなく地域の核になる先生が必要な時代となってきますので、金澤先生たちが取り組んでいる群大の在學生、學生の時から手話の力を持って卒業していく先生が多くなっていることは教育分野、聾学校に限らず、市町村教育の管轄している義務学校の中での子どもの指導に繋がっていくと思います。

その意味では、今後も金澤先生たちと連携しながら群馬の教育の充実に努めていければと考えています。以上です。

西垣／

個人的な意見になることを踏まえていただき、3つの中で1・2番目を中心的に話したいと思います。

スキルという単語を辞書で調べると最初に「技能」と出てきます。2つ目には「訓練によって得られる能力」と記載されていました。

その意味で考えると、1つ目の教員に必要な手話スキルとしては、技能的な意味合いが強いでしょう。というのも「教育技能」になるのではないかと考えられるからです。

学校の教員は普段から聾者とつきあいがあるわけではなく、辞令が出たところで聾学校に赴任するわけです。そこで、学内の子どもたちとのコミュニケーション、また、子どもたちの学力を高めるために手話を覚えていくわけですから、教育技能としての手話スキルになると思います。

群馬大学でやられている教員養成のカリキュラムで手話通訳養成も学ぶことができる。これは、聾学校の教員に必要な手話スキルの獲得、つまり、教育技能の獲得に繋がると思います。

一方で、2番について、子どもたちに必要な、聾・難聴児に必要なスキルを考えたときに、1番とは少し性格が異なると思います。

子どもたちにとっては、「生活に必要な能力」として、手話スキルが求められるのではないかと思います。生活の中で必要な能力として手話を使って日々の生活を送っていく。つまり、手話は生活の中で有効に使えるツールと言えます。

先生方は手話スキルを「技能」として身に付けて、子どもたちに教育をしていく。その中で、子どもたちは「生活能力」として手話スキルを高めていく。それが授業のあり方や成果に反映されるというように、スパイラル的に相乗効果が得られることになると思います。

3つ目、地域と各団体との連携についてです。やはり、それぞれの団体が1番と2番のスキルについてよく理解し、更に地域コミュニティの中で共通理解を持って、同じ目標を目指して共に進むことが必要だと思います。

現在は多くの地域で、まず、条例ありきで、それに無理矢理、この1~3が、何とか付いてきているのではないかと思います。そういう意味では、この1~3について整理して、その上で、手話言語条例への取り組みに繋げるべきではないかと思います。

以上です

金澤／

教員に必要なスキルについて。あくまで私は今いる聾学校の先生に対する話ではなくて、どんな教員を育てるべきかの観点で話をしたいと思います。というのは、先ほど話をした制度の問題がどうしてもあるので、今、聾学校にいる先生は、それぞれ一生懸命されているわけですね。でもその中で手話を身に付けるのは、非常に難しいという現実がありますから、あくまでも、どんな教員を育てたいかという観点でお話します。

先ほど、仕掛けが必要だという所で、手話通訳の資格を、特別支援学校（聴覚障害領域）に加えて、取らせるというデザインにしたわけです。じゃあ、聾学校の先生にとって、手話通訳者ほどのスキルが果たして必要なのでしょうか。

ハッキリ言って、それ以上のスキルが必要です。だって聾学校の先生は、少なくともこれまでの学習指導要領では、日本語獲得が至上命題だったんですよ。そこにもう1つ、手話も大事だと。

田中さんは学習指導要領を問題にされているので、私も学習指導要領を問題にしてみたいと思いますが、学習指導要領では、やはり日本語獲得が目標です。

だったら、日本手話が日本語とは異なる統合構造を持っていることが明らかになっている現在では、全く異なる2つの言語を行き来する能力が必要だということになります。

聾の子どもの手話を見て、言語構造が異なる日本語を作文指導する時に聾の子どもが間違えている日本語の文章、「聾文」と言われますが、これが手話的な構成で考える日本語、つまり日本手話がL1だからそれに引きずられている日本語の文章なのだと先生が理解していることが必要です。

また、聾学校で手話通訳の技術を持つ先生は、学校内で通訳をしますよね。お互いの通訳は、日常業務としてやっているわけだし、やらないといけないと思います。

そして、私自身の反省についてお話しします。過去の学生に対して、その時その時でちゃんと教えたつもりなので、「あの時は申し訳なかった」とは言いたくないですが、あえて「反省」と申し上げます。数年前まで、学生に対して、特に3年生の専門の授業で、模擬授業を1人ずつさせていました。その時、「手話をつけて発表して」という課題を課していました。それぞれ自分で手話を調べて、練習して発表して下さい、と。

皆、一生懸命、ちゃんと調べて発表するのです。でも、大変申し訳ないのですが、何を言ってるのかサッパリわからない。

私は聞こえますから、日本語を見ながらなので分かるのですが、聾者が見たら、何を言ってるか分からないだろうなという手話なわけです。単語だけ調べて発表したら、やはりどう見ても分からない手話になっちゃう。

その反省もあり、今、1年生、2年生に教えているような丁寧な文法的指導は欠かせないと思っています。単語を覚えたって、手話は上手くなりません。

そのまま聾学校の先生になった時、聾の子どもに

分からない、更には分からないということを経験が分かっていない状況になってしまうでしょう。

ということで、学生の皆さん。厳しい授業だと思ったら、愛の鞭だと思っていただきたいです。(笑)

次。聾・難聴児に必要な手話スキルについて。

聾学校には聴力の軽い子どもも重い子どももいます。で、みんなが一緒に遊ぶ時、どうするんですか？みんな一斉に話している時、どうするんですか？どの学校とは言いませんが、昔の口話法を引きずっている学校だと、手話を使っていると言いながら、1対1で授業しちゃう。5人子どもがいるのに順々に喋ってしまう。

口話の子どもに先生が口話で返したら、周りの4人の子ども、口話が苦手な子どもは何を言っているか分からないですよ。

お互い、聴力の重い子、軽い子の共通言語として手話がどうしても必要です。

そういう意味では聾児、難聴児に必要な手話スキルは、そのお子さんの聴力により、L1になるかL2になるかは違うと思います。ただ、仮にL2としての日本手話でも、そのスキルはL1に匹敵するぐらいの高さであってほしい。

3つ目。大きな話を1つしたいと思います。まず、群馬大学で今回、日本財団の事業を進めてきたわけです。まずは日本財団のご理解・ご支援があってこそですが、今の形に持って行くのに、本当に、各方面に出向いたんですよ。

それぞれ、ウチが決められないから、あっちに先に話をと、双方から言われるんです。なので、ビミョーに話を通しながら、あっちにと大分、こっちが煮詰まってきたので、決まったら、やっておいてと話していくわけです。

厚生労働省、全日本ろうあ連盟、群馬県、そして群馬県が手話通訳養成を委託しているコミュニケーションプラザ、群馬県聴覚障害者連盟、あ、群馬大学の中の内部調整もあります。

あと、あれですね。研修センター、京都にありますが、最後はそこが助けてくれたという裏事情もあります。

諸々に出向きました。言われてすぐに、来週別のアポを取って言質を取ってと。あちこち出向いたので、特に霞ヶ関、永田町には毎週のように出向いて

いたこともあります。今、霞ヶ関に最も多く出向いている群大教員は、教育学部長の斎藤先生だと思えます。その次あたりに私は霞ヶ関辺りをウロウロしているかもしれません。

金澤は政治家を目指すのか？と、揶揄されたこともありましたが、いやいや、揶揄しているのではなくて、本気でそう思っている人もいるかもしれません。でも、あんな大変なお仕事は、とてもする気にはなりませんね、敬意を表しつつ、私には無理です。

ただ、そういう「根回し」…って自分で言うにはいけません、そういう各団体との関わりを丁寧にしていかないとできないと思います。「連携を取ろうよ」というのは簡単ですが、実際はすごく手間が掛かると申し上げておきます。

西垣先生も仰っていましたが、「手話言語条例ありき」みたいな、とにかく手話言語条例を作ればいいという風潮は確かにあると思います。条例を作りました、要望を出しました、なのに県がやってくれない、市がやってくれない、という話を聞きます。

ろう協のみなさん。手話施策を進めたいなら「要望を出せばいい」癖から抜けませんか？

県からすれば、いろいろな障害者団体があって、それらを横並びの中で調整しないといけない。ろう協だけを応援するわけにはいかない。ところが、手話言語条例があるということで、ろう協さんがやりたいなら応援はしますよということになるわけです。そういうふうに手話言語条例を利用すればいい。やりたいことを自分から提案していくような団体だったら、手話言語条例があればいろいろなことができます。私もそうです。群馬大学としてこれをやりたい、これをやる必要があると県に申し入れました。そうすることで、双方の関係が築けているのだと思います。

最後の話は、手話言語条例を作りたいがっている当事者団体向けの話となりました。私からは以上です。

二神／

パネリストの皆さま、ありがとうございました。

私から少しだけ今のディスカッションの意見のまとめをさせていただきます。ただ、申し訳ありません、時間が残り5分になってしまいました。本来で

あれば、フロアの皆さまからもご意見を頂戴したいと思っていましたが、今回は時間の都合上、無しとさせていただきます。

パネリストの皆さんのお話を伺って思ったのは、まず「手話スキル」と曖昧にぼかして言いましたよね、私は。でも、曖昧にするのではなく、「手話をどの程度身に付ければいいのか」という言い方にするように、田中さんも仰っていましたが、出来るだけ早くそうになっていかなくてはいけないと感じました。

まずは西垣先生にお話いただいたような、現場レベルでの研修、それから「こめっこ」の報告をいただき、現場で子どもが身に付けている手話についてお伺いしました。現場では、教員が授業で教える手話などを繰り返しやりながら、手話をどんどん身に付けていくという話が西垣先生からあったと思います。

学校現場で手話を使った教育をすることの前提として、聞こえない子ども自身が手話をどう身に付けていくのかという問題提起になったと思います。

聞こえない子どものほとんどは聞こえる親ですが、聞こえる親から自然に手話を身に付けるのは難しいので、どういう環境を整えていくべきなのか、という辺りで、「こめっこ」の活動が参考になると思いました。

そして、今度は制度を整えていくことが必要になるのではと改めて感じました。都道府県のお立場からですと、前例を作ればやりやすい、というご発言もあったので、是非どんどん現場の前例を作って、「こんなのがあらしい」というふうに、マネをしていって、お互いに良いところを盗んで、もっと良いものに変えていくことが望まれます。それから、国レベルですね。学習指導要領の話が出ましたが、国の厚生労働省、文部科学省など、いろいろなところと話をしていきながら、制度を作っていければいいのかな、と思いました。

まとめになっているかどうか分かりませんが、これにてパネルディスカッションを閉じさせていただきます。

改めて4人のパネリストの皆さんに拍手を。

司会を川端に代わります。

閉会挨拶

閉会挨拶

川端／

ありがとうございます。進行に戻ります。
最後に閉会のご挨拶を申し上げます。
群馬大学 教育学部長の齋藤 周よりご挨拶いたします。

齋藤／

パネリストの皆さん、発表者の皆さん、本当にありがとうございました。
私は途中からしか参加できませんでしたので、全ての内容を理解したわけではありませんが、最後のほうを聞いただけでも、それぞれの皆さんの取り組みが、それぞれの場所で少しずつ事態を前に進めている、改善していることが分かりました。

学校の先生の仕事って、今、忙しいことが話題になっています。ですから現職の先生にこれ以上研修をしてもらうためには、何かを減らさなければいけない。教育学部の学生も勉強することが多すぎて大変なんですね。

例えば今、小学生には、英語を教える、道徳を教えるだけでなく、成績もつけなくてはならない。その中で、先生も学生も学ぶべきことが多すぎる。かと言って、総合的な学習の時間もなくなっていない。

本当は予算を増やして、先生の数も増やさないといけない。

そうでないと、「手話を学ぶ必要があることは分かっているが、とてもそんな時間はない」ということになってしまいます。

その意味では、皆さんが努力していることを地道に進めながらも、「教育予算をもっと増やしましょう」という話も必要だと思います。

まとまりのない話をしてしまったのかもしれませんが。

最後に金澤さんが仰ったように行政頼みではなく、市民が自ら動くことの重要性を改めて感じました。それをなさっている方がいるから、今日の紹介にあったような、進展があると思います。

だからといって行政が問題を放置することはあってはならないので、先に立って進めつつ、行政に働きかけつづけることが我々の重要な役目かなと思います。

今日の会がますますの活動の進展、言語としての手話を多くの人が身に付けるための重要な手がかりになったことを期待しています。

ありがとうございました。



川端／

ありがとうございました。
以上を持ちまして、「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業シンポジウムを終了といたします。
お帰りの際は、お忘れ物のないよう気を付けて下さい。
皆さま、ありがとうございました。

アンケート集計結果

アンケート結果

2019年2月17日 10:00~17:00

群馬大学荒牧キャンパス教養教育GB棟155教室

回収率：66.3%（受講者 98人, 集計対象者 65人）

1. 所属・職業について（複数回答可）

| | | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----|----|
| 手話通訳者 | 17人 | 学校 | 15人 | 会社員 | 9人 |
| 学術機関 | 8人 | 行政 | 6人 | 福祉 | 6人 |
| 学生 | 5人 | 議員 | 5人 | | |

その他…手話サークル、主婦、手話講師、病院職員、フリーター、ろう協団体

2. 障害の有無について

| | | 人数 | % |
|---------|---------|-----|-----|
| ろう者 | (手話話者) | 10人 | 15% |
| | (非手話話者) | 0人 | 0% |
| 聴者 | | 50人 | 77% |
| 聴者で聴覚以外 | | 2人 | 3% |
| 無回答 | | 3人 | 5% |

※軽度下肢障害、肢体不自由

3. シンポジウムを何で知りましたか（複数回答可）

| | |
|-----------------------|-----|
| 友人・知人からの口コミ | 29人 |
| チラシ | 25人 |
| インターネット（HP・Facebook等） | 20人 |

その他

大学からの案内3人、先生から直接2人、手話講座、業務上、聴覚障害SW協会、2/9~2/10の松岡和美先生
研修会・講演会、手話サークル

4. 本シンポジウムに関心を持った理由は何ですか（複数回答可）

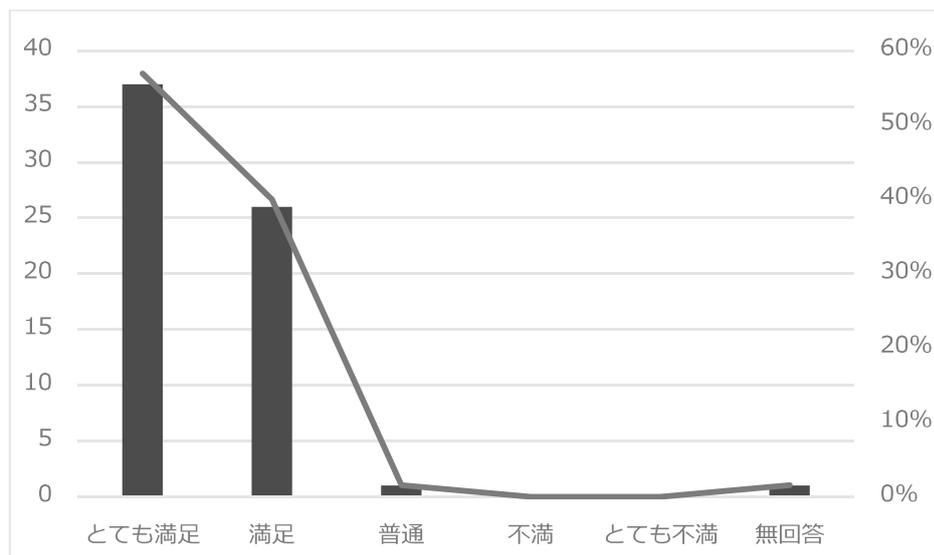
| | |
|---------------|-----|
| 手話言語学に関心があるため | 33人 |
| 手話に関心があるため | 31人 |
| 言語に関心があるため | 16人 |
| 手話通訳に関心があるため | 34人 |

その他

- ・手話に関する教育施策に関心があったから
- ・ろう教育に関わるものがあったから

- ・手話言語条例に関する施策に関心があるため
- ・手話速習方法の有無に関心がある
- ・教育における手話施策に関心があるため
- ・専門的な手話通訳の養成に興味あったため
- ・通訳者養成、奉仕員養成レベルの手話講座カリキュラムに関心があったため

5. 本シンポジウムの内容はいかがでしたか



6. 本シンポジウムに関して、ご意見・ご要望等がございましたらご記入ください。

- ・西垣先生の話聞いて良かったです。
- ・内容良かったです。今後やるべき事を整理し、活動に取り組みたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。
- ・パネルディスカッションで最後に発表者以外の意見（質疑応答などで）もきけたら良かったなと思いました。
- ・近辺の行政関係者のみならず、甲信越、北陸にもPRして、来て頂くことも大切だと思うので、次回はぜひ！！初めて参加させて頂いたのですが、とても有意義な一日でした。ありがとうございました。Q. 群馬大学手話の養成プロジェクトは独自に進めていますが、他の大学のこういったプロジェクトの情報はありませんか？比較するのではなく、共有しあったら教育関係も様々な方法で変わっていくのではないのでしょうか？分かりにくかったらすみません。
- ・金澤先生のお話で登録通訳者（地域通訳者）のレベルが低いというお話で「学術通訳に対応出来ない」という内容があったと思いますが学生さんの意見は「通訳にはバラツキがある」とのお話でした（白石先生の講義で）バラツキですから上手な人と下手な人が混在している事だと思います。全体がダメではなくてダメな人がいるのが正解なのではないのでしょうか？だからと言って開き直るとは思っていません。現在の通訳者はダメです。さて、先週、松岡先生から「日本語対応手話は言語ではなく日本語の手指表現だ」とのお話がありました！手話言語条例で私が心配している事は日本語対応手話が条例の人の元に勝手に広がることでした。しかし日本語対応はそもそも言語ではないのであれば手話言語条例に入るはずもない訳で、広がる訳がないのですが松岡先生に教わっていない人々が多い訳で誤解して言語でもない日本語対応手話が広がるので

はないかと考えています。群馬の要項を含む各地の言語条例の要項が日本語対応を排除するような条文になっていない事が問題だと思います。「日本手話言語条例」に変更すべきだと思います。

・学術手話通訳者の養成上の諸問題、群馬における手話の授業の実践報告、地方自治体のとりくみの報告、ろう学校の現場報告、ろう学校教員の養成の諸問題と様々な情報お話をうかがうことができ、大変勉強になりました。ありがとうございました。ただ、課題、トピックが多岐にわたっている印象を受け、もう少し限定的なトピックに絞っても良かったのではないかと思います。

・まだ乗り越えなければならない課題が山積である事が確認でき、これから施策や制度を改めていきながら、現状をより良くしていかなければならず、自分は何ができるのか、みんなの意見を聞きながら行動していきたい。このようなシンポジウムの回数を増やしてもらいたい。

・某大学で非常勤講師をしているが、学生の意識がなさすぎて困っています。どうすれば良いのか？

・先週、松岡先生の講義と講演を全部聴いていたので、今日のシンポジウム等の内容を深く理解することができました。また内部向けの研修があれば一般にも公開していただけると嬉しいです。

・大阪福祉部の発表の中の河崎先生の「言語力的に洗練された」子供たちの姿、どこが洗練されているのかを含めて、しっかり実践の発表をみてみたい。(聞こえる親をもつ、聞こえない子がいかにして手話を身につけていくのか。そして、それをどのように、日本語につなげているのか。)日本手話の文法の重要性。勉強になりました。

・金澤先生が質の高い育成プログラムを実施していることがよくわかった。そのプログラムの作成と実施において、質の高いスタッフをそろえていることがわかった。将来、そういった学生が教員になって、聾学校等で働いてくれることを期待します。

・手話の通訳があつてとても分かりやすかった。大阪の田中さん 話がおもしろく聞きやすい。金澤先生、群馬はすごいんですね。薬師寺さんのお話をきいてすすんでいるって改めて実感しました。ろうの人は群馬に…住みやすい群馬…。午後子供の託児お願いしたところ本人はと～ってもごきげんで様子を見に行ったらバイバイされてしまいました。びっくりです！！子供を見てくれた学生様本当にありがとうございました。

・今、藤岡市の入門講座を終えて手話サークルに入り勉強を続けています。学びたい気持ちはあっても何かが違うと思っていました。群馬大学には私が学びたいと思っていることを学べる環境があり、学生さんたちがうらやましいと感じました。

・脳医学的な関連の手話習得を期待したが、現在のままでは手話通訳に関して危機的状況かと。

・様々な立場の方々から話が聞けて非常に良かったです。教育現場に持ち帰り、改めて教員の手話スキル、子どもの手話スキルを先生方といっしょに考えていければと思います。本当に貴重な研究会をありがとうございました。

・とても勉強になりました。現場でがんばっている先生方の参加が少なかったのが残念です。

・写真撮影のためのストロボが多すぎると思います。落ち着いて見られないのは困ります（ちょっと度を越していたと思います）手話通訳等のスクリーンが大きく見易かったと思います。看板は学術手話通訳ですが中身の多くは手話言語条例で学術手話通訳の話は殆どないに等しかったのが、残念でした。まだ始まったばかりということなので、シンポを聞くのが少し早過ぎたのではと思います。学術手話というのは聾学校教員に求められる手話のことだったのでしょうか。今日はそうした印象でした。そうした理解も一部にはあるのかもしれませんが一般の理解は違うように思います。教員養成学部だとこれが限界なのかもしれませんが。

- ・とても参考になりました。また、次回も参加したいと思います。お弁当の手配もありがたかったです。
- ・とても有意義な一日になりました。たくさんの刺激をいただいたので、私も自分のいる場所で何ができるか、しっかり実践していきたいと思います。初参加だったのですが、今後もまたおじゃましたいです。ありがとうございました。
- ・昨年とは違い、新たな視点の内容構成で、大変勉強になりました。ありがとうございました。
- ・学生がねていた。
- ・ろう学校の教員として、今後目指すべき方向性でご示唆をいただきました。
- ・大変勉強になりました。特に大阪の田中氏のお話…内容もお話の柔らかい雰囲気も素晴らしく「こめっこ」活動も興味深いものがありました。有意義なシンポジウム…ありがとうございました！
- ・自分が普段考えている課題や活動してピンポイントでお話し下さったので良かったです。来年もぜひ実施していただきたいと思いました。ありがとうございました。
- ・試作版テキストを楽しみにしてきました。今後活用してみたいと思います。p.24.品詞（実体 CL）→人詞かなあ？と思いました…。
- ・ぐんまけんの条例をよみ上げている時に手話通訳者が通訳していなかった。“frozen text”（宗教の本、法律など不変のもの）のつうやくもあるので、そのあたりをつうやくしていただけるよう検討してほしい。香川から数万円して来た甲斐があった！！
- ・期待以上の内容で、大変有意義な時間でした。来年度、講義実習を終えた3年生の様子をまたご報告頂けることを楽しみにしております。
- ・群馬大学が全国に情報発信していることがすばらしいと思います。群馬県そのものがこのような社会（今回のテーマに沿うような）になることが重要と感じました。

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」 事業シンポジウム

【参加費】無料

手話に関する教育施策と学術機関の関わり方

2019年

2月17日(日)

10:00～17:00【開場9:30】

群馬大学荒牧キャンパス
教養教育GB棟155教室

〒371-8510 前橋市荒牧町4丁目2番地

プログラム

「手話」を表現している
ぐんまちゃん



10:00～
10:10 開会挨拶

10:00～
11:10 基調報告
金澤 貴之 (群馬大学教育学部障害児教育講座教授)

11:10～
11:50 事業成果報告
●「手話学習プログラムの作成(仮)」
下島 恭子 (群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター産学官連携研究員)
●「大学の授業としての手話通訳者養成プログラムの試案(仮)」
能美由希子 (群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター産学官連携研究員)

昼食休憩(70分)

13:00～

14:40

行政説明

- 「手話言語条例に基づく施策 大阪府の事例」
田中 太郎氏 (大阪府福祉障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ長)
- 「手話言語条例に関わる教育施策 群馬県の事例」
上原 篤彦氏 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育課課長)

休憩(10分)

14:50～

16:50

パネルディスカッション

「教育現場で求められる手話施策のあり方」

- ・ファシリテーター：二神 麗子 (群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター助教)
- ・パネリスト：田中 太郎氏 (大阪府福祉障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ長)
- 西垣 正展氏 (滋賀県立聾話学校教諭・学校心理士)
- 上原 篤彦氏 (群馬県教育委員会事務局特別支援教育課課長)
- 金澤 貴之 (群馬大学教育学部障害児教育講座教授)

16:50～

17:00

閉会挨拶

【申込方法】

ホームページからのお申込みをお願いいたします。

<https://goo.gl/hUR3ad>

ホームページからのお申込みが難しい場合は、FAX(裏面送付票)にてお申込み下さい。



【託児について】

当日は臨時の託児所(無料)を開設いたします。ご利用希望の方につきましては、申込みの際に託児利用希望欄へチェックをしてお申込みをお願いいたします。詳細については後日ご連絡いたします。

(@jimu.gunma-u.ac.jpより連絡させていただきますので、受信できるようドメイン設定をお願いします。)

【申込期限】1月28日(月)

※手話通訳
文字通訳 付

群馬大学荒牧キャンパス
教養教育GB棟155教室

※駐車場あります。



前橋駅からバスが出ております。詳しくは群馬大学公式HPなどをご参照ください。

問合せ先

手話サポーター養成プロジェクト室

TEL.027-220-7157 FAX.027-220-7390

MAIL.SLSDP@jimu.gunma-u.ac.jp



ID: gunma-u-sign



<https://www.facebook.com/gunmasign/>



主催 国立大学法人 群馬大学

共催 群馬県

後援 群馬県聴覚障害者連盟

助成 日本財団

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業 2018年度 シンポジウム

ホームページからのお申込みはこちら⇒ <https://goo.gl/hUR3ad>

FAXでのお申込みは、下記FAX送信票をご利用下さい。

FAX 送信票

お申込日 年 月 日

「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業 2018年度 シンポジウム 【参加申込書】

| | | |
|--------------|-------------------|--------------|
| ご住所 | 〒 - | |
| 連絡先 | TEL または FAX | |
| | E-mail | @ |
| 参加者氏名 (フリガナ) | | 職 業 (もしくは所属) |
| | | |
| | | |
| 託児利用 (無料) | | 有 ・ 無 |

上記のとおり、「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業
2018年度シンポジウムに申込みます。

FAX 送信先：群馬大学手話サポーター養成プロジェクト室

FAX：027-220-7390 申込期限：1月28日(月)

【内村 コースケ氏による写真コーナーを会場前に設置

本事業の活動を通して「手話」を写真で表現】



【下島研究員と能美研究員による事業報告。当日は手話と字幕を合成して投影】



【休憩時間の合間に会場の隅で
パネルディスカッションの打ち合わせ】

【両手をひらひら振る、聾者流の「拍手」で閉会】



撮影：内村 コースケ 氏

2018 年度「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業シンポジウム 報告書

2019 年 3 月発行

国立大学法人 群馬大学

手話サポーター養成プロジェクト室

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町 4 丁目 2 番地

<http://sign.hess.gunma-u.ac.jp/>

TEL:027-220-7157 (直通) FAX:027-220-7390
